

## 「与えられた」選択としての国際結婚 —日本に嫁いだ中国朝鮮族女性の生活史を中心に—

林 梅

### はじめに

一、国際結婚に至るまでの生活史

二、生活史の検討

三、貧しく「権力的背景」もない家をつくり出した制度的・  
社会的装置

四、社会への抗いとその限界

五、医療ミスによる挫折と日本人との国際結婚

まとめ

キーワード：「与えられた」選択 国際結婚  
生活史

### はじめに

本稿の目的は、日本に嫁いだ一人の中国朝鮮族女性の生活史を中心に、「与えられた」選択としての国際結婚のプロセスを解明することである。

エミール・デュルケームは、個人的行為が社会の所産であることを「個人の個性的気質にもっとも深く根ざしているかに見える感情でさえ、個人を超えた原因によって規定されていることはまぎれもない真実である」と指摘した（デュルケーム 1985：458）。それでは、国際結婚を選択する嫁ぐ女性の個人的行為は、その個人を超えたどのような原因によって規定されているだろうか。2005年時点で、日本における国際結婚全体のなかで、日本人夫と外国人妻の組み合わせで成立している夫婦の比率は7割以上

を占めており、国際結婚者全体に占める中国人妻の比率は3割近くに達している<sup>1</sup>。

中国人の国際結婚に関する研究は、これまで送り出し社会のプッシュ要因と受け入れ側のプル要因、結婚仲介の分析、嫁ぎ先社会における適応や生活の戦略を中心に展開してきた。なかでも国際結婚に至るプロセスを描き出した賽漢卓娜の研究は、それまで受け入れ側のみ中国人女性結婚移民を扱ってきたことに対して、送り出し社会のプッシュ要因を取り上げ、一連の流れを動態的に捉えようとした。その結果、日本人男性と結婚する中国人女性たちは、送り出し側の社会的排除によって生み出された「打工妹<sup>2</sup>」のような「弱勢集団<sup>3</sup>」に属する女性たちであると主張した（賽漢卓娜<sup>4</sup> 2011：174-175）。ところが、この結論で東北地域の吉林省は保留とされている。なぜなら、その地域は、朝鮮族が多く、日本語学習者が多いためか、自由恋愛が少なくないからであるともいわれている（賽漢卓娜 2011：84）のである。言い換えれば、地域性や民族性によって国際結婚の状況が異なり、その特徴が中国朝鮮族の国際結婚によって浮上したことを示唆している。

このような朝鮮族女性の国際結婚のプッシュ要因は、大きく外的要因と内的要因で議論され

<sup>1</sup> 2005年の国勢調査から。

<sup>2</sup> 出稼ぎの若い女性のことである。

<sup>3</sup> 「弱勢集団」とは、社会のポリティクスのなかで、中心的地位から引き離されて周縁の低地位に追いやられ、

「周辺化」された社会集団である（賽漢卓娜 2011：74）。

<sup>4</sup> 中国のモンゴル民族で、姓と名の区別がない。著書『国際移動時代の国際結婚』で筆者は自らの論文引用に際し「賽漢卓娜」と表記している。

てきた。外的要因としては、まず、同じ労働でも、異なる国家や地域から得られる所得の差が、経済利益の追求に向けさせる点<sup>5</sup>、次に、結婚相手と自身の置かれている生活環境の格差が、より経済的に優位な生活環境を追求させる点、さらには、婚姻関係を結ぶことにより、親など親類の出国が可能になる点が挙げられてきた。そして内的要因としては、元来同じ言語と同じ民族であることに起因するアイデンティティの一貫性という自己認識がある（全 2012：52-62）。後者の内的要因は、もっぱら中国朝鮮族と韓国人との国際結婚に限定していえる点である。この点からしても、研究対象の民族性を明示することはその社会的文化的な状況を把握するうえで重要な意味を持っているのである。

一方、外的要因はプッシュ要因と重なる場合が多く、国際結婚の動機を経済利益の追求、階層上昇、親類の出国から考察・分析している。たとえば、朝鮮族女性と日本人男性との国際結婚は、朝鮮族女性が持つ「若さ」という「年齢的資源」と日本人男性が有する「相対的な経済的優位性」という「場所的資源」との交換であり、国際結婚で来日する彼女らの学歴は主に中卒・高卒で、職業も不安定である。これを考慮すると、経済的安定と上昇移動の手段として、国際結婚を選択する移動であると考えられる（権 2011：185）、という主張もある。このようにプッシュ要因の分析は、主に国際結婚する両者間の合理的選択の側面に着目している。しかし、こうした「合理的選択」で自らの「身体」を「資源」

として犠牲にしなければならない背景には、女性が進んで国際結婚を選んだというよりは、社会に「与えられた選択」へ女性たちを追い込んでいく何らかの外的装置があるのでないだろうか、ということが本論の問題関心である。

上記のような先行研究を踏まえて、次のようにいくつかの手順を経て、本稿の目的に応えることにする。まず、研究対象であるLさんの国際結婚に至るまでの生活史を記述し、その生活史の検討を行う（第2節、第3節）。次に、生活史にかかる制度的・社会的装置を明らかにすると同時に、そうした装置に対する生活者の反応を考察する（第4節、第5節）。さらに、「与えられた選択」としての国際結婚の全容を明らかにする（第6節）。最後にそれらのまとめを行う（第7節）。この調査は、2013年2月に行ったLさんへのインタビュー調査内容を中心に、その後行ったEメールのやり取り、電話による交流<sup>6</sup>などから構成されている。また、Lさんの生活史の関連調査として3名のインタビュー調査データと関連統計資料なども分析に用いている。

## 一、国際結婚に至るまでの生活史<sup>7</sup>

Lさんは、1940年生まれの父親と1946年生まれの母親のもとで、1971年に中国東北地域の吉林省の延辺で生まれた。彼女には、2歳年上の姉と3歳年下の弟があり、26歳に国際結婚をして来日するまで地元で生活を送っていた。

Lさんの出身地の延辺は、1955年に中央政府

<sup>5</sup> 例えば、日本の一人当たりのGDPが36,899ドルであることに対して、中国の一人当たりのGDPは9,844ドルで、単純計算で日本の賃金水準が3.7倍高いことが分かる（GDPのデータはWorld Economic Outlook Database April 2014から）。この日本の賃金の高さが、中国は賃金が安いが物価も安いということより、移動者の経済利益の追求に決定的な意味をもたらす場合が多い。

<sup>6</sup> この調査内容は、科学研究費助成事業の「中国朝鮮族の移住労働における女性の役割と「トランクショナル

ルな家族」の研究」（課題番号：24402036）による共同調査の一部である。なお、インタビューの使用言語はLさんが現在一番話しやすいという日本語で行われた。

<sup>7</sup> 本節における生活史の記述では、Lさんの話の引用部分は『』を、筆者による補足部分には（）を用いた。なお、Lさんの生活史は一個の主体としての連続性を保証するために、一通り紹介することにするが、後の考察・分析に備えて生活史の転期ごとに（1）から（4）までの番号をつけることとする。

によって朝鮮族自治州と認定され、現在のところ行政区域は6つの市と2つの県で構成され、延吉市に州府が置かれている。2011年末の統計によると、州内の総人口は218.6万人で、そのうち朝鮮族が36.5%、漢族が60.0%を占め、満族と回族などがその他を占めている。Lさんの地元は、州内の2つの県の一つである汪清県の汪清鎮である。汪清県の朝鮮族人口は、27%であり、延吉市で58%を占めている実態と比較するとかなり少ない<sup>8</sup>。また、延吉市の非農業人口の1人当たりの平均年収が約2.2万元<sup>9</sup>であることに対して、汪清県は1.65万元に留まっている<sup>10</sup>。このようにLさんは、州内においても朝鮮族が比較的に少なく、相対的に貧しい地域の小さな町で生まれ育った。

1978年にLさんは、7歳で町の小学校の朝鮮学級に入学した。この年は、中国が計画経済から市場経済へと方針転換し、改革開放政策をスタートさせた記念すべき年であった。しかし、沿岸都市を「経済特区」に設定し、優先的に経済発展を促進させたため、朝鮮族自治州がその「恩恵」にあずかるではなく、延辺地域全体の生活はまだ「小康<sup>11</sup>」といえるレベルではなかった。そのような状況のなかで、Lさんは次のような小学生時代を過ごしたのである。『低学年のときは家がすごく貧しかった。……おいしいものは食べたことがない、クラスのなかで一番貧しい方でした。……小学校生活は楽しくなく、貧しかったのでたとえばボールペンなんかみんなはちょっとかっこいいものをもつたり、そんなしても自分はもてない、洋服もみんなはいいものを着ていても自分は着ることができない、おねだりしても買ってもらえない。そう

いう思い出はあるけど、楽しい思い出はあまりない』。

このような貧しい生活の原因をLさんは次のように話す。『父親の当時の月給は39元で、母親が正社員ではなかったので、（他の家に比べて）給料の差があるから貧しかった。母方のおばあちゃんが農家なので、援助してもらいなんとか……』という、父親の安い給料と母親の無職が貧しい原因だったのである。当時、Lさんの父親は建築関係の単位（職場）に勤める労働者で、母親は職場がなく不定期の仕事をしていた。

貧しい生活でつらい思いをしながら育ったLさんは、当時の状況を次のように受け止めていた。『小さいとき貧しかったので、将来金持ちになろうとずっと思っていました。決まった給料しかもらえない父親のようなサラリーマン（労働者）にはならないと決めていました。つまり、子供ながらにも、家が貧しいことは親の職と関連すると理解し、親とは異なる生き方をすることで、将来は裕福になるという夢を抱いたのであった（1）。

その幼少期のLさんの思いは、中学校や高校へ進むにつれ、具体的な行動に移されていった。『（貧しかったから）私は高校に通いながら、当時は珍しかったと思いますが、アルバイトをしていました、クラスで私以外はいません、近所の製麺所でトッポッキをつくった。一晩2元で夜遅くまで（仕事をし）、父が迎えに来ていた。……昼は学校、（学校が終わると）アルバイトという感覚がない時代（であった）。（このアルバイトは）お正月なんか製麺所に行ったとき見て面白いと思い、私から（製麺所に）頼みました』。

<sup>8</sup> 2012年延辺統計年鑑によるデータである。しかし、これらは戸籍登録上の数値で、多くの朝鮮族は戸籍を置いたまま韓国などで生活しており、実際の居住者は数値よりはるかに少ないと推定される。

<sup>9</sup> 中国ではRMB（レンミンビイ）と表記しているが、

日本では人民元と呼称している。

<sup>10</sup> 2012年の延吉市と汪清県の地方行政による報告書から。

<sup>11</sup> 家の経済状態がある程度裕福であること。

このような突出した行動力で、中学生ながらアルバイトで生活費を稼ぐことを経験していた。

しかし、その頃になるとLさんは、自身の置かれた困難な境遇が貧しさだけを原因としているわけではないことを強く意識するようになる。『高校に進学する際、周りの友たちの（家の）背景をみると、だれはどこかの主任の娘など多かったので、私は（そのような背景がないので）高校を卒業してもいい職場に就職できるかということを考えると、（難しい）と思った。なので、職業学校（二年制のガイド育成学校）を選んだが、すぐに止めた、（観光ガイドという職業は）スタイルや顔がきれいな人が求められるなか、私は背が低く、親が権力をもっているわけでもないし、……家の状況で最初からいろいろなことをあきらめた』。Lさんは、周りの友人は、親の職場や企業における役員という地位を利用して、高校を卒業するだけで、安定した職に就けることが保証されていると思っていた。これに対して、自分は一建築関連の労働者である父と無職である母を持ち、就職の世話ができるような社会的権力もないので、進路を自力で切り開いていく以外に選択肢がなく、就職につながる観光ガイド養成の専門学校を選んだ。しかし、入学すると自分の身長の低さなど就職に不利な条件に気づくのである。就職の可能性がまたしても遠ざかる<sup>(2)</sup>。

高校も職業学校もあきらめたLさんは、『父親に（これから）どうすると聞かれて、私は技術を身につけるといった。最初は美容の方を考えたが、父が習うのであれば散髪の方を、それだったら学校へいかなくてもよいと言われた。それで見習いに入ったのが、17歳（1988年）のときであった。』

この頃になると、都市部は市場経済に移行し始めており、理髪店も国営企業から個人経営へ移行する転換期を迎えていた。Lさんは、個人経営をはじめたばかりの50代の朝鮮族女性のと

ころに見習いに入った。見習いには、一ヶ月70元の学費が必要であった。Lさんは、3ヶ月間の見習いを経て自分の店をオープンするに至った。学費の210元は親が負担してくれたが、見習い期間が長くなればそれだけ学費がかかるため、Lさんは必死に技術を覚えた。

ところが、自分がやりたい美容師ではなく、父親が進めた理容師の仕事を選んだ彼女であったが、この仕事に対して彼女は次のように思っていた。『（散髪は）お金を儲けられる職であったわけではない、わたしは学校を中退して（いたが）、周りの友達は学生が多かった。そのとき、（散髪という職は）軽蔑される仕事、私の思い込みかもしれないが、決していい職業とはいえない、そんな感じがあったが、私のなかでは「あなたはあなた、わたしはわたしである」と私は我が道をいくと決めていたので、人がどういう風に思うか私は構いなしであった。……（当時）何かを個人でやろうとした友だちが私の周りにはいなかった。大体は親が良かったみたいで……』。

理髪店の開業に際して最大の投資は家賃と理髪用の椅子の購入であった。<sup>いちば</sup>市場の近くで見つけた空き家をひと月50元で借り、250元で椅子も購入した。学費も合わせて大きな出費であったが、Lさんが小学校6年生の時から母が衣服の小売を始めていたこともあって、何とか工面できた。

『店をオープンしてすぐにお客がすごく、1人で1日20人くらいの散髪をして、10元くらいの稼ぎ、特に年末になると、夜10時、11時までやった。すごく忙しかった。でも、楽しくてやりがいがあった』。しかし、店が軌道に乗るなり引っ越しを余儀なくされることになった。隣で美容院を経営していた家主が、自分の店よりLさんの店のほうに客が集まるようになると、空き家の貸し出しを打ち切ったのである。それからも何度も引っ越しを繰り返した。引っ越しも

自力で行わなければならなく、『女1人の（経営）なので、誰かひとりちょっとでも助けてほしかったが父が全くそれをしない人だったので、引っ越しの際は、小さい押し車で姉と2人で重い椅子を運んだり、泣きながら……』という重労働であった。

『最初は一日の（毎日の）売り上げを全部親に渡しました。儲かったと思いますが家が貧しかったので、（そのころになると）母の体調がよくなく商売もできなかった、しまいには店の家賃を払うために母に言うと何日か待ってくれと言われる、後で（その理由を）聞くと母が病気で毎日仕事ができなくなり、あんたが稼いだお金が全部生活費になったからと言われた、将来が見えてこない……』。いい仕事ではないが、それなりに自立でき、収入が得られることにやりがいを感じていたLさんであった。しかし、母親の体調の悪化で家の家計の圧迫はもちろん店の運営にまで支障をきたし、さらには経営ライバル店によって引っ越しを余儀なくされるなどと困難が迫る。

そんな時、彼女は盲腸の手術をすることになった。仕事の忙しさにかまけ自分の将来や現状をゆっくり考える余裕もなかつたが、安定した生活を送る周囲の友人たちのことや、年中無休で働いても、家賃を払うことすらままならない自身の境遇を病床で考え悩むようになる。そこで、自分で苦境を乗り越えていかなければならぬことを再認識し、退院してからは、母にまかせていた理髪店の売り上げや運営資金などの管理を自分で行うようになった。その後、一定程度資金がたまると、理髪の仕事をやめて、新たに石焼ビビンバの店を開業するなど意欲的に働いた。しかし、つけの回収ができないなど、店の運営がうまくいかず、閉店を余儀なくされた<sup>(3)</sup>。

そんな時に、さらに大きい試練がまたもや彼女を待っていた。体に異変を感じ、診断を受け

ると、子宮筋腫と判明した。州内で最も医療環境が整備され技術力があると言われる病院で手術を受けることになった。担当医に500元のワイヤーを渡して無事を祈りながら、手術を終えて退院した。しかし、家に戻って一週間くらい経つと注射針の痕から膿が出てきて、最初はニキビのようであったが、痛みが次第に激しくなり、自分で歩くことすら難しくなった。化膿した部分は、生理を遅らせるために打ったホルモン注射の痕であった。当時、当該病院の手術日程の調整は、女性患者の生理期間を避けて組むのではなく、病院で決めた手術日が患者の生理と重なるとホルモン注射で、生理を遅らせていたのであった。

化膿箇所を処置するために再び病院に行き、傷口を開けると、『化膿部分は網のように広がり、あと数ミリで神経に到達するほどであった。半年くらい傷口がひらきぱなしでした。その時は死んだ方がましではないかと（思う）ほどつらかった』、『その時に、日本への国際結婚の話があったのです。もう、そのまま気力を失っていて、環境を変えてみるのも悪くないのでないかと思い始めました』。

『結婚紹介は、私の友たちのおばさんからで、タイミングっていうか、病気であちこち痛いし、精神的にもまいっていたので、もういいかということで、その話に乗ることになりました。……韓国か日本かはあまり深く考えてない……』。

当時、朝鮮族の国際結婚は主に韓国を対象にしていた。だが、Lさんは今後に関して深く考えずに、韓国ではなく日本を選び、結婚相手の人柄をみることもなく、3回の面会で日本人男性との国際結婚を決めた。このようにしてLさんは病気の苦しみや精神的絶望から抜け出そうとした<sup>(4)</sup>。

そして、1997年に岡山の新見の男性と結婚して来日した。日本で暮らし始めて翌年には男児

を出産するが、結婚生活が5年目を迎えた年に離婚し、現在は岡山の小さな街で1人暮らしをしながら息子の成長を見守っている<sup>12</sup>。

## 二、生活史の検討

Lさんは、貧しく「権力的背景」がない親の元で生まれたために、成長過程で多くの可能性を諦めなければならなかった。したがって、自分の境遇に抗うために、独創性と強い行動力を養ってきた。それらを資源として自立の道を切り開いてきた。にもかかわらず、不安定は彼女に付きまとい、さらには医療ミスが身体的・精神的に彼女を追いつめていく。以下では、(1)から(4)までのLさんの生活史の転機に対応させる形で検討を行う。

まず、家が貧しいことである。彼女は、小学校のクラスの子供たちとの比較のなかで、自分の家の貧しさや、それが労働者である父親の安い給料と無職である母親に起因することを認識した。つまり、職種が家の経済状況を規定することをとらえた。しかし、このような家の経済状況をLさんは、ただ受動的に受け止めるだけではなく、父親とは違う生き方をすることで、現状を改善したいという夢を抱くのである。

次に、親の「権力的背景」がないことである。Lさんが学校生活を通じて得た認識は、上記のほかに、親の権力的背景によって形成される社会的ネットワークの乏しさであった。貧しさは、自分の独創性や行動力で克服できると思い努力した。一方で、親に頼って安定した職に就く同級生たちに対して、Lさんは「親が権力をもっていない」ために、高校はもちろん職業学校も諦めざるを得なかつた。限定的な選択肢のなかで、Lさんの最善の選択は理容師という職業であった。

さらに、努力が報われることなく不安定が付

きまとことである。経済的側面だけでなく、社会的ネットワークにも乏しいLさんにとって、最善を尽くして選んだ職とはいえ、理容師は差別的まなざしさえも受けかねない職であった。それらを意識していたように彼女は、自らを奮い立たすように「私は我が道を行く」という。そうした生き方には貧しさや権力的背景がないゆえに妥協を余儀なくされながらも、それらへの抗いが入り混じって表現されている。そして、抗いの力によって養ってきた独創性と行動力で、理髪店よりもイメージ改善ができる飲食店などの運営にも着手する。しかし、手伝ってくれない父親、母親の病気、回収できない未払金などと、努力が報われない状況が続いた。経済的資源や社会の人的資源のいずれも乏しいLさんの状況を反映すると同時に、彼女がそれらの資源の獲得や利用よりは、自らの力でもがき苦しむ姿が映し出されている。

最後に、国際結婚という選択である。容赦なく襲いかかる病魔と医療ミスは、身体だけでなく精神的にもLさんを追いつめていく。死を考えるほどの極限状態の彼女の前に「タイミングよく」あらわれたのが国際結婚の話である。死ぬなら環境を変えて生きてみようとする反動がこの国際結婚を選ばせたのである。

以上の一連のプロセスをまとめると、Lさんの国際結婚は、家の貧しさや社会ネットワークの乏しさと、それに抗うものの報われない現状、心身の極限状態まで追い詰められたときに「タイミングよく」現れた話に乗ったことによる。

## 三、貧しく「権力的背景」もない家をつくり出した制度的・社会的装置

上記の事柄のなかで、まず、家の貧しさと「権力的背景」がないことに注目して、それらを規定した制度的・社会的背景を見ることにする。

<sup>12</sup> Lさんの来日後の生活史に関しては、別途の論文で発

表を予定している。

## 1. 経済力と権力

Lさんの親が結婚した1960年代なかばから、母親が衣服の小売を始める1984年ごろまでの間は、家が最も貧しかった時期であった。その間、父親は国営企業の建築関連業の職業に従事し、母親は臨時の仕事しかなく、安定した収入は父親の給料のみであった。まず、その父親の給料がどのように決められていたのかを述べる。

1949年に成立した中華人民共和国は、1956年に国家規模で職種と消費区に基づく給料基準を制定した。職種は、国家主席の1級からはじめ、文職、専門技術者、工員などを30階級に分け、同時に消費レベルに合わせて1から11までの給料区を設定した。その設定金額の幅は、最も安い20元から最も高い560元と大きなひらき

があった（表1を参考）。この給料制度は、市場経温化が本格化する1985年までの約30年間に亘って維持されてきた。

Lさんの父親の場合は、工員階級に属し、18階級から28階級までの間に置かれ、さらに1級から8級までの等級に分類されていた。工員階層は、その他の職種に比べ給料設定が最も低く、なかでもLさんの地元は第6類地区に属し、Lさんの父親の39元という給料は、第3級あるいは第4級の工員階級であったことを示す。給料制度によって規定されていたLさんの父親の年収である468元は、州内の平均年収（職を持っていた人）が1978年に652元、1980年に782元、1983年に850元<sup>13</sup>であったことと比較しても、かなり安いことがわかる。

表1 1956年に制定した幹部（公務員）と工員（労働者）の給料基準

|    | 級別給料（元） |       |       | 文職（国家公務員の構成部分）  | 専門技術人員 | 工員 |
|----|---------|-------|-------|-----------------|--------|----|
|    | 1類地区    | ..... | 11類地区 |                 |        |    |
| 1  | 560     | ～     | 728   | 国家主席、國務院總理      |        |    |
| 略  |         |       |       |                 |        |    |
| 12 | 150     | ～     | 195   | 地区法院院長、地区検察院検察長 |        |    |
| 13 | 135     | ～     | 175   | 県長              |        |    |
| 14 | 120     | ～     | 156   |                 | 工程師、講師 |    |
| 15 | 108     | ～     | 140   |                 |        |    |
| 16 | 96      | ～     | 125   | 県法院院長、県検察院検察長   |        |    |
| 17 | 86      | ～     | 112   |                 |        |    |
| 18 | 76      | ～     | 99    | 郷鎮長             |        | 8級 |
| 19 | 68      | ～     | 89    |                 |        |    |
| 20 | 61      | ～     | 80    |                 |        | 7級 |
| 21 | 54      | ～     | 70    |                 | 助教     |    |
| 22 | 48      | ～     | 63    |                 |        | 6級 |
| 23 | 43      | ～     | 56    |                 | 技術員    |    |
| 24 | 37      | ～     | 49    |                 |        | 5級 |
| 25 | 32      | ～     | 43    |                 |        | 4級 |
| 26 | 28      | ～     | 37    |                 | 実習技術員  | 3級 |
| 27 | 26      | ～     | 34    |                 |        | 2級 |
| 28 | 24      | ～     | 31    |                 |        | 1級 |
| 略  |         |       |       |                 |        |    |

<sup>13</sup> 2012年延辺統計年鑑による。

しかも、多くの夫婦が共働きであった当時の状況からすると、Lさんの家は父親のみの収入をもとに、大人2人と子供3人の5人家族が生活しなければならなかった。たとえば、同じ時期に3人の子供を育てていたR氏（70代の女性）の生活状況を見ると、R氏は夫婦で中学校の教諭を勤めていて、夫婦2人の給料を合わせるとひと月100元くらいの給与を得ていた。しかし、生活は楽とはいにくく、子供たちを人並みに着せ、食べさせるために大人は犠牲となり、充分な栄養がとれない食生活を送る間、R氏は貧血に悩まされたという。Lさんの39元で5人家族が生活しなればならない状況が、どれほど困難なものだったのかが容易に想像できる。

このように給料制度は、国民を職によって階層化することでその経済収入を規定だけでなく、階層化が権力と一体化したものとして、権力を持ってない者＝貧しい者という社会的仕組みを作り出したのである。

また、Lさんの家の貧しさのもう一つの原因には、母親が無職であるという要因があった。その詳細を以下で見ることにする。

## 2. 単位と戸籍

1950年代から1980年代半ばまで、中国は計画経済体制をとり、人びとの仕事と生活は「単位制度」に準じたものであった。「単位制度」とは、生産や生活物資の供給を計画的に運営するために、国家が職場を意味する「単位」を通して、個人を管理することである。たとえば、国家が制定した戸籍管理などの制度も職場が執行する。つまり、「単位」が各人の生活を支えると同時に管理を行ったこと意味する。また、この「単位制度」は都市と農村を厳格に分離する戸籍制度と密接な関係をもって施行されていた。

詳細に見ていくと、「中華人民共和国戸籍登録条例」の制定直前の1957年12月に、国務院は「農民の盲目的な外流の制止に関する指示」を

下した。そこには「各単位で工具や臨時工具を募集する場合は、必ず都市戸籍を先に採用する。農村戸籍者を採用する場合は、地方労働機関と農村地方政府の許可を得て、農業生産合作社が組織的に行うこととする。各地方労働機関と監察部門は、厳しい監査を行わなければならない」と明記されていた。職は戸籍と厳密に結び付き、都市戸籍者は生活の面倒を見る「単位」に属させられ、食糧配給と社会福祉の対象となったのである。その反面、農村戸籍所持者は就労どころか都市における商業活動も一切禁止された。また、人民公社という集団に所属させられて、農業に従事した。生産物は計画的配給のために国家によって「買い占められ」ていたが、まともな社会福祉に恵まれることもなかった。

歴然たる格差が固定化した当時、圧倒的に恵まれていた都市の生活は、いうまでもなく農民の憧れの対象であった。農民の家で生まれた多くの子弟は、大学や専門学校への進学、軍役、都市への嫁入りによって都市人を目指したのである。ただし、大学進学や軍役による移籍は、技能を有する人の移動として、国家による「単位」への配属が保障されていたが、農村から都市への嫁入りは、戸籍制度の厳しい統制を切り抜いたものとして、行政に好まれるとは言いにくい移籍であった。そのため、食糧配給と社会福祉は仕方ないが、「単位」への配置は難しいと言うのが基本的姿勢であった。結局、農村から都市へ嫁いだ女性の多くは、職を得ることができず、臨時の仕事が家計を助ける唯一の道で、実際には結婚相手の男性に依存せざるをえなかつた。

Lさんの母親はまさにその一人であった。農村戸籍所持者として都市に嫁入りしたゆえに、正規の仕事に就けないまま、Lさん一家は父親の少ない給料で生活を維持しなければならなかつたのである。要するに、「単位制度」と「戸籍制度」（表2を参考）が重層的に作用した結

果であることが明白である。

同じ境遇の他の家族の事例からその社会的状況を把握することも可能である。R氏の近所にいたという二つの家族の話である。一つは、石炭販売部門で働く男性と農村から嫁いだ女性、2人の間に3人の子供がいた家族である。女性は、無職で旦那の単位や近くにあった食糧管

理部門の倉庫で臨時の仕事をしていた。旦那が、主任職で給料や福利がよかつたので、共働きの家に比べ収入は少なかったが最低水準の生活ではなかった。もう一つは、食品関連の「単位」に勤める3人の子持ちの男性と、農村から2人の子供をつれて再婚してきた女性の家族である。男性は、階級成分<sup>14</sup>が悪く、「単位」のな

表2 戸籍制度の変遷と移動・移転の変化及び配給状況<sup>15</sup>

| 年    | 戸籍制度  | 移籍と移動の状況   | 食糧配給   |
|------|---|--|--|
| 1951 | 全国の都市戸籍制度を統一。   |  | 商品経済：<br>国家が関与した市場。  |
| 1953 |   | 自由な移動期：<br>制度の未整備段階。   | 統制購入・販売：<br>穀物、綿花、食用油などの計画的買い上げと計画的配給を実施   |
| 1955 | 全国の都市、鎮、郷村で戸籍登録制度を実施、都市と農村の戸籍が分離。   |  | ✓農村で余剰の食糧に対して計画的買い上げを実施。   |
| 1958 | 「中華人民共和国戸籍登録条例」により、農民の都市への移籍と都市間の移籍を制限。   | 移籍と移動の統制期：<br>都市と農村を分離した「二元経済モデル」が形成され、農民の都市への移籍が困難になっただけでなく、都市間移籍も制限された。出張の際も、移動を許可したという職場の証明書が必要であった。    | ✓都市人口と農村の食糧不足の家庭には食糧の計画的配給を行う。<br>✓國家が食糧市場を統制し、私営の食糧工商業を厳しく取り締まり、私営による自由な食糧の経営を禁止。                                   |
| 1964 | 「公安部による移籍管理に関する規定（草案）」により、農村から都市や鎮への移籍と、鎮から都市への移籍をさらに厳しく統制。   |  | ✓中央の管理下において、中央と地方が役割分担を行い、食糧管理を行う。   |
| 1977 | 「公安部による移籍管理に関する規定」で「市と鎮の人口抑制は党の社会主义時期における一つの重要な政策である」を打ち出し、貫徹することが求められ、具体的な指標が定められた。つまり、毎年農村から市鎮に移住できる「農転非」（農業から非農業への移籍）人口は現有の非農業人口の1.5%を超えてはいけないと規定。                                   |  |  |
| 1984 | 「農民の鎮戸籍取得問題に関するお知らせ」において、条件付きで移籍制限を緩和した。要するに、鎮に固定した住所があり、経営能力があるか郷鎮企業で長期に勤めている者には常駐戸籍を与える。但し、食糧は自己負担とするものである。主に、商業を営んでいる農民の困難を解決するための、「転入不転糧」（人の移動は可能でも食糧供給と関する戸籍は移せない）という臨時的な戸籍制度であった。 | 自由な移動と移籍の半開放期：<br>移籍は城鎮における生活手段などの条件付きで、次第に制限が緩くなる傾向にある。<br>同時に、流動人口に対する「暫住証」、「寄住証」の発給を前提に移動が自由化する傾向へ向かった。 |  |
| 1985 | 「城鎮暫時居住人口管理に関する暫時規定」において、流動人口に対して「暫住証」、「寄住証」制度を実施し、暫時居住人口の都市と鎮における居留を許可した。この規定は「中華人民共和国戸籍登録条例」のなかで、3ヵ月以上の暫時居住人口には移住手続きあるいは常駐地に帰ることを促すという項目に対する実質的な変更であった。                               |  | 統制購入・販売制度を廃止：<br>✓農産品買い上げの価額を上げる。<br>✓段階的に農産品の統制購入の範囲を縮小し、市場調節の比重を拡大。<br>✓全面的に統制購入制度を廃止。<br>✓段階的に農産品価格の形成体制と管理体制へ移行。 |

<sup>14</sup> 中国共产党は、国家政権の接收において土地改革を行う際、その民衆を経済状況によっていくつかの階級で分けていた。たとえば、土地を持っていて、家族成員が働くことなく、地代の収入により生活した人、あるいは人を雇用して農業を行っていた人は、「地主」と

いう階級成分に分類され、土地は没収され貧農などに分配されることになり、同時に政治的には搾取階級として糾弾の対象となり、その子弟の軍への服役も禁じられていた。

<sup>15</sup> 各部門の政策資料をもとに筆者作成。

かで地位が非常に低かった。再婚後生まれた娘を含めると6人の子供を抱え、男性一人で養わなければならなかつた。見るに見かねた男性の「単位」が、女性に託児所の臨時の仕事を与え、家計を助けるための支援を行つた。それでもなお、収入は微々たるものであり、家にはまともな布団一式もないような困難な生活を送つていた。飢えている家族のために、男性はついに職場の食品に手を付けてしまう。言うまでもなく、政治問題としてさらに厳しい批判を受けることになった。

国境を超えた結婚ではないが一国の制度が作った境を超えた結婚によって、貧困生活を強いられていた実態がある。Lさんの母親は、農村から都市に嫁いだゆえに、職が得られないまま、その夫に頼った生活を強いられたことになったのである。結局、Lさんはその親世代の「単位制度」や「戸籍制度」などという制度的・社会的装置によって、生まれる前からその「貧しく権力のない運命」が規定されていたのであった。

#### 四、社会への抗いとその限界

「貧しく権力のない運命」に抗うようなLさんの生き方を以下で見ることにする。

Lさんは貧しい生活を通じて金持ちになりたいという思いを抱くようになり、周囲でアルバイトをする者はほとんどいない時代に学校に通いながらアルバイトをこなし、職業学校を中退して理髪店を開業するなどの独創性と行動力を発揮してきた。

ここで注目すべき点は、彼女の認識や選択が周りの友人たちとの比較のなかで形成・実行されていることである。親の存在によって安定した人生を歩んできた同級生や知人に対して、「恵まれてない家」の子供として生まれたLさんは、

親に頼らない自律性を身につけてきた。彼女の言葉を借りれば「ハングリー精神」が強い個性を形成したのである。しかし、実際には、「ハングリー精神」だけでは、生活と仕事の困難を乗り越えることはできず、努力が報われないことへの落胆や不満だけが積もるようになる。

都市戸籍所持者として町で生まれ育ったLさんの生き方への理解を深めるために、農村出身者で、都市と農村の格差によって圧倒的に恵まれてない環境で育ったS（女性）さん<sup>16</sup>のケースを見るに至る。Sさんは、延辺の小さな村で農業を行う親の元で、1969年に3人兄弟の長女として生まれた。幼い3人兄弟に加え、年老いた祖母の6人家族で、父と母が主な労働力であった。配給食糧に頼る都市戸籍の家庭に対して、農業に従事していたこともあって食べるものには困らなかった。しかし、現金収入がほとんどなく、彼女が中学校を卒業するまで借金のない時がほとんどなかった。

このような生活環境でSさんは、農村を脱出して都市人になるために、文房具などを節約しながら猛勉強し、進学を目指した。大学を出て都市に就職することが家の現状を変える唯一の道だと思っていた。しかし、彼女が専門学校を卒業する頃、母親が病気で亡くなってしまう。多額の治療費を要した後では、父親1人だけで当時まだ学生だった弟と妹を支えるには限界があった。専門学校を卒業したばかりのSさんに就職の世話をできる親族もいない。彼女は、高校の同級生や知人を頼りに、小さな鎮<sup>17</sup>の中学校に就職ができた。親の社会的人脈によって市レベルの学校などへ就職できた同級生と比べると、満足できる就職先とは言えないものであつた。しかし、Sさんは農村の子供から鎮の中学校講師へと成長したという達成感と、弟の学費と生活費の仕送りができることで安堵感を感じ

<sup>16</sup> 2013年6月のインタビュー調査による。

<sup>17</sup> 日本の市町村の町にあたる。

たという。このようなケースは、特別と言うよりは当時農村で育った多くの子供たちが目指してきたことである。

両者の比較からは次のことが明らかになる。一つ目は、Lさんが都市の「貧しく権力もない」階層に置かれたとすれば、Sさんは農村というさらに厳しい社会的下層で生まれ育ち、ともに厳しい生活環境のなかで、自立しなければならない境遇にあった。二つ目は、Lさんの場合、比較的に恵まれている同級生の存在によって、「貧しく権力もない」親を持つがゆえの「運命」を認識し、その現状を開拓すべく「ハンギー精神」を養ってきた。これに対して、Sさんの場合、農村を脱出することが現状を打破する最善策と考え、勉強に励むことと同級生の助けを借りることで、都市で就職することを目指した。要するに、ともに社会的下層に位置していたが、自己認識や取り巻く状況への対応策が異なることがわかる。また、その対応の違いは、社会的排除への抗いも含めて、その個人の自律的な能動性だけに回収できない、当人の置かれたコミュニティや家族関係が影響するのではないかという疑問を新たに提示する。

以下では、小さな町というコミュニティで生まれ育ったLさんの生活史に戻り、その国際結婚の契機に触れることにしたい。

## 五、医療ミスによる挫折と日本人との国際結婚

既存の制度的・社会的装置に抗うように生きていたLさんは、子宮筋腫とそれによる医療ミスから、挫折を余儀なくされてしまう。

1978年の改革開放による市場経済への移行においては、公的医療機関の管理・運営が大きな課題であった。国家からの補助金が大幅に削減される一方で、市場開放による運営費が増加し、欠損状況が深刻化したからである。これに対処するために、政府は1985年4月に「衛生改

革に関する政策報告」を発表し、医療機関に対する中央集中的な権力執行を緩め、医療機関による事業の管理・運営を許可しようとした。統いて、1992年9月には、「衛生改革に関するいくつかの意見」を公布し、医療機関の自主権のさらなる拡大、医療機関の企業化管理の積極的推進と同時に、損益の自己責任といった自主的な運営を推し進めたのである。この医療制度改革は、医療機関の運営を好転させた反面、医療費の個人負担増により、農民や都市の失業者などの社会的弱者を排除する社会問題をもたらしてしまった。

2002年2月、政府はこれまでの制度を見直し、「城鎮医療衛生体制改革に関する意見」による指導法案を制定・実施した。営利的な医療機関の医療費の制限を緩める方針とともに、個人負担分は、医療保険制度でカバーしようとしたのである。しかし、2005年7月の国務院発展研究中心の医療改革研究報告では、「中国の医療改革は総体的に成功していない。20年間の医療サービスの段階的な市場化と商品化にその原因がある」と評価した。

医療をめぐる社会的問題が深刻化したが、それは高額な医療費だけでなかった。経済的利益のみを過剰に追求する医療サービスによって、職業道徳の欠如や医療過誤に対する隠ぺいなど、不正行為が蔓延するようになったのである。1990年代から延辺州内の病院に勤めているHさん（女性）は、1990年代と2000年代の医療機関の変化を次のように語る。1990年代は、国からの補助金が削減されるなか、治療費は高くなつたが、病院の経営状況や設備は次第によくなつた。しかし、人びとの医療ミスに関する認知は薄く、医療事故にあわず、よりよい治療を期待して、医療関係者にワイロを渡すことが多くなつた。2000年代に入り、医療ミスに関する法律が段階的に整備され、またインターネットの普及もあいまって、人びとの医療ミスに関する

る関心は高くなり、弁護士を通じて病院の過失を追及することも多くなつた。まとめると、国家の統制の緩和は、確かに、とりわけ社会的弱者に困難をもたらしたもの、同時に医療機関に対しては自主的運営を促し、優秀な人材の確保や設備の充実などの面で著しい発展を遂げる契機となつただけでなく、医療ミスに関する関心も高まつたと言える。

このような一連の医療の社会的背景から見ると、Lさんのケースは1990年代の過渡期における医療ミスに対する認識が薄かった時期にあたる。不安を和らげるためにワイロを渡すものの、必ずしも結果に反映されるとは限らず、Lさんは医療ミスにあい、生きる希望を喪失してしまう。「死んだ方がましではないか」というほど追い詰められた時に、タイミングよく舞い込んだのが国際結婚の話であった。死ぬよりは「環境を変えて見るのも悪くない」と選択したのが、国際結婚であった。Lさんにとつてこの国際結婚はどのようにタイミングいい話であったのかを、以下で詳しく見ることにする。

Lさんが日本へ嫁いだ1997年ころの州内の朝鮮族の国際結婚を手がかりにする。まず、日本人との国際結婚を表した表3である。

表3 新規入国中国人の「日本人の配偶者」統計<sup>18</sup>  
(単位:名)

| 年度  | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 婚姻数 | 2308 | 2573 | 2440 | 2920 | 5947 | 4835 | 5618 |

1993年から1999年までの8年間の男女合わせての新規入国中国人の「日本人の配偶者」の統計である。1990年代にはいってから徐々に増え始めた日本人と中国人との結婚を表しており、中国朝鮮族女性もこの統計数値に含まれている。ただし、朝鮮族女性が単独で占める割合を正確

に把握することはできない。なぜなら、統計は国籍別となっており、中国少数民族別の数値は反映されていないからである。

表4 韓国男性と朝鮮族女性の国際結婚<sup>19</sup>

(単位:名)

| 年度  | 1993  | 1994  | 1995  | 1996    | 1997    | 1998  | 1999  |
|-----|-------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|
| 婚姻数 | 1,463 | 1,995 | 7,683 | 約10,000 | 約10,000 | 5,700 | 3,300 |

次に韓国人との国際結婚を反映した表4である。1993年から1999年までの8年間の韓国人と朝鮮族女性との結婚統計である。1997年の韓国における国際結婚数が12,448件であるのに対して、中国朝鮮族女性と韓国男性との結婚が約10,000件と、大半を占めている。

表3と表4を比較すると、まず、日本と韓国への中国人の国際結婚はともに1997年にピークを迎えている。これは結婚ブームの以前からすでに国際結婚の斡旋業者や仲介人による中国人「嫁」探しが活発に行われており、社会に広く認知されていたことを裏付けている。このことは、Lさんにも同様に国際結婚の道が「与えられていた」ことを意味する。このように彼女は、身体的にも精神的にも極限状態にあった時に、「タイミング」よく出てきた日本人との結婚話に乗ったということになる。しかも、3回しか会ったことのない日本人男性との結婚を決めたのである。

次に、表3は日本人と結婚した男女全体を含めた中国人の数で、女性が圧倒的多数を占めているとしても、朝鮮族女性の数が表4の韓国人男性と結婚した朝鮮族女性の数に比べてはるかに少ない。このように嫁ぎ先として、韓国を選んでいた朝鮮族女性が圧倒的多数を占めていたなかで、Lさんは日本人との結婚を選んだ。朝鮮族女性は、中韓国交正常化とともに活

<sup>18</sup> 法務大臣官房司法法制調査部編『出入国管理統計年報』の各年度から。

<sup>19</sup> 韓国『法務部出入国管理統計年鑑』の各年度から。

発になった中韓交流のなかで韓国への移動とともに国際結婚の仲介も多くなっていた。なかでも、同じ民族として言葉や慣習の多くを共有すると思われている韓国男性を選ぶことが多かつた。では、Lさんはなぜ言語も慣習も全く異なる日本を選んだのか。「なんとなく日本を選んだ」、「タイミングよく」という彼女の言葉を踏まえると、彼女が「環境を変えて」みたいと思った時期に、仲介人から韓国ではなく、日本への国際結婚の話があったので、選んだということになる。

Lさんが生まれ育った中国東北部の辺境地域は、現在も1人当たりの平均年収が16,549元<sup>20</sup>しかない。このような小さな田舎町から日本へ嫁いだという事実だけを捉えると確かに、これまで国際結婚のなかで見てきた国家間経済格差から先進国への嫁入りは、「経済利益の追求」、階層上昇、親類の出国を要因とすることができる。しかし、Lさんの選択肢は社会的に「与えられた」ものであったことが統計の比較から明らかになったのである。

このように生活史は、「合理的選択」として語られてきた国際結婚を女性が如何に居場所をなくし、「身体」を「資源化」する犠牲を払いながらも、「与えられた選択」として国際結婚を選ぶしかなかったのかというプロセスを明らかにしてくれたのである。

## まとめ

本稿では、日本へ嫁ぐまでのLさんの生活史を軸に、制度や社会的背景、それを補足するインタビュー調査や統計資料などを用いながら、国際結婚のプッシュ要因を再検討した。

親世代における給料や戸籍制度などは、誕生以前から「貧しく権力もない」社会的運命を子

供世代に付与し、成長において様々な困難をもたらす。そのような境遇を他者との比較から認識し、それらへの抗いにより自立性を養っていくものの、挫折を余儀なくされるなかで国際結婚は選択されるのである。

他方、第四節で確認したように、社会的・制度的装置によって「与えられた」運命への対応は、必ずしも一致するものではない。しかし、それらを個人の問題として捉え、社会的外在性に対する個人の自律的な能動性として主張することも検討が必要である。なぜなら、個人が置かれたコミュニティや家族環境が、個人の自律的な能動性に作用するということを考慮しなければならないからである。したがって、国際結婚は、社会的・制度的装置が個人に「与えた」選択肢と、個人の成長に作用してきた既存のコミュニティの影響とを詳細に検討することにより、国際結婚が選択される背景を考察・分析しなければならない。要するに、個人を超えて個人の行為を規定する要因は、社会的・制度的装置としての要因だけでなく、個人が独創的行動力を養ううえで大きな影響を与える共同体的生活環境に関する総括的な考察・分析を必要とするのである。

## 参考文献

日本語：

デュルケーム『自殺論』(宮島喬訳)、中公文庫、1985。  
権香淑『移動する朝鮮族—エスニック・マイノリティの自己統治』彩流社、2011。

松田素二『日常人類学宣言!—生活世界の深層へ/から』世界思想社、2009。

賽漠卓娜『国際移動時代の国際結婚—日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房、2011。

中国語：

全信子『同源异流的文化情结—中韩国际婚姻中朝鲜族女性婚姻移民現象探析』学苑出版社、2012。

<sup>20</sup> Lさんの故郷の地方行政による2012年報告書から。